



相談に乗ったり、メールをやり取りするだけで、お金がもらえる!? ～サクラサイト商法篇～



【長野県消費者被害防止キャラクター「もシカっち」】

こもろん、スマホを熱心に見ているけど、何かいいことでもあったの？

こもろんが、新しく何かはじめたようです。話を少し聞いてみましょう。



【小諸市地産地消推進キャラクター「こもろん」】

最近、スマホで副業をはじめたんだ！サイトで相談にのったり、異性とメールのやり取りをするだけでお金がもらえる在宅ワークだよ。このやり取りが終わったら、運営会社から 80 万円が入ってくるんだよ！



もしかして、サイト側から「やりとりの相手からお金やポイントを預かっている」とか、「メールアドレス交換のためにポイントを購入する必要がある」とか言われていない？



全部言われたよ！サイトから「ポイント購入のために、お金を振り込んで」と連絡がきたから、これから銀行に行こうと思っていたんだ！



ちょっとまって!!

こもろんがしている副業の運営元は、サクラサイトの可能性が高いよ！

Check サクラサイトとは…

- サイト業者に雇われた「サクラ」が、異性・芸能人・社長などのキャラクターになりすまし、有料サービスを利用して、その都度支払いをさせ続ける詐欺サイト。
- 「副業」「在宅ワーク」「手軽にお金が稼げます！」などの言葉で消費者の気持ちを引きつけて、サイトへ誘導。
- 「沢山のお金を払い込んでしまった!」、「口座にお金が振込まれない」といったトラブルが多く発生しています。



注意点まとめ

- ① 知らない人との簡単なやり取りだけでお金がもらえるということはありません！
「相談に乗るだけでお金がもらえる」などの言葉を、うのみにしないようにしましょう。
- ② メール相手はサイトが雇った「サクラ」の可能性が有ります！
謝礼金や報酬などをもらう条件としてポイント購入などとうたい、お金を要求されます。一度支払うと、取り戻すことが非常に困難です。
- ③ お金を支払う前に、相談を！
少しでも「おかしいな」と思ったら、周りの人や消費生活センターに相談しましょう。



こんな事例も

- ・ SNS で芸能人から直接メッセージが、「事務所には内緒なので」と別サイトに誘導されて、メール交換のため、ポイントを 260 万分支払ってしまった。
- ・ 知らないアドレスから「5 億円当選しました」と連絡。当選金を受け取るために登録料が 1 万円かかるといわれ、プリペイド式マネーをコンビニで購入。番号を撮影・送信し、総額で 5 万円支払ってしまった。

▼相談窓口（※土日祝日、年末年始の休日を除く）

- ・ 小諸市消費生活センター（市民課内）
☎ 31-5100（消費者相談専用）
- ・ 長野県東信消費生活センター（上田合同庁舎内）
☎ 0268-27-8517
- ・ 消費者ホットライン
☎ 188



困ったときは、お気軽にご相談を！